

令和6年3月

都留市議会定例会 市長説明

本日、令和6年3月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席まことにご苦労様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、1月1日に発生しました「能登半島地震」により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、甚大な被害に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

石川県で最大震度7を記録した今回の地震では、東日本大震災以来となる大津波警報が発令されたほか、建物の倒壊や大規模火災など、甚大な被害が発生いたしました。

本市では、被災地支援のため、二度にわたり石川県珠洲市へ計4名の職員を派遣し、物資拠点での支援物資の管理業務などの支援を行ってきたところであります。

また、市立病院のDMAT隊においては、地震発生直後から被災地にむかい、被災者への医療支援活動を行ってきたほか、消防本部からは、緊急消防援助隊山梨県隊として署員計12名が被災地へ出動し、救急活動を行ってきたところであります。

今後におきましても、被災地支援の長期化が想定されますので、必要な支援を行うとともに、今回の被災地での支援活動における

職員の経験を本市の災害対応力の向上につなげてまいりたいと考えております。

一方、防災対策において重要となる自助・共助への取り組みにつきましても、各家庭や自主防災会が中核となり、さまざまな防災に対する活動を行っていただけてきたところではありますが、今回の能登半島地震を契機として、自主避難所を含む避難所の運営体制、道路の寸断による孤立集落の発生など、新たな課題が浮かび上がっております。

このため、本市といたしましても、各地域における防災対策をさらに推進していくため、自主防災会の取り組みを支援する体制を整えるべく、令和6年度当初予算にて関係予算を拡充いたしました。

防災対策は、自助・共助・公助のそれぞれが災害対応力を高め、連携することが重要であることから、引き続き地域全体の防災力を高めるための諸施策に積極的に取り組み、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、その概要を申し上げるとともに、あわせて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じ

ます。

はじめに、「企業誘致」についてであります。

本市は、「東京圏へのアクセスの良さ」や「学生が多く雇用が確保しやすい」など、立地環境において企業から高く評価されておりますが、既存工業団地に空き区画が無い状況を踏まえ、中央自動車道都留インターチェンジに近くアクセス性に優れ、また災害リスクの少ない厚原牛石地区へ新工業団地を整備するため、現在、用地取得に向けた用地測量及び補償費算定調査を実施しているところであります。

来年度からは、都留市土地開発公社と協定を締結する中で、本格的な用地交渉に着手するとともに、工業団地整備に向けた造成設計及び道路設計などを実施してまいります。

また、企業が立地先を選定する際の重要な要素となる立地支援として、企業用地に対する固定資産税を軽減するため、固定資産税減収額の一部が交付税措置される国の減収補填制度を活用した固定資産税の課税免除等に関する条例制定案について、本定例会に議案として上程しているところであります。

この条例が制定されることにより、設備投資に対する助成や建物、償却資産の固定資産税相当額の支援などといった既存の支援制度

と合わせることで、県内で最も充実した支援内容となることから、この優遇制度を広く周知しながら、引き続き強力に企業誘致を推進してまいります。

次に、令和5年度「企業版ふるさと納税に係る大臣表彰」についてであります。

本市では令和4年度から、地方創生応援税制の一つである「企業版ふるさと納税」の制度を活用し、株式会社ニコン日総プライムから派遣された人材を中心に、まなびの未来づくり事業を推進しております。

この事業は、子どもたちの好奇心を掻き立てることにより、主体的に学び、自ら考える力を養う、本市ならではの「探究型」を柱とした新たな教育プログラムと探究の場の創出を目的として推進するものであり、これまでに、事業の推進主体となる「一般社団法人都留まなびの未来づくり推進機構」の設立、市内外の大学や企業等と連携した子ども向けプログラムの提供や、大人向けの学びの場の提供など、各種の取り組みを行ってまいりました。

このたび、これらの取り組みが高く評価され、本市が全国5つの大臣表彰の被表彰団体の1つに選ばれました。

この表彰は、企業版ふるさと納税制度の活用において、特に顕著

な功績を上げ、他の模範となると認められる活動を行った地方公共団体や企業が内閣府特命担当大臣から表彰されるもので、このような名誉ある賞を賜ることができたことは、大変光栄なことであります。

今後ともこの受賞を励みに、引き続き、子どもたちの「自ら学び、考える力」を養う「探求の場」を継続的に提供してまいります。

次に、「都留文科大学附属小学校の統合」についてであります。

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数が大幅に減少しており、小中学校の小規模化による教育環境へのさまざまな課題が懸念されております。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であることから、小中学校においては、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられております。

このようなことから本市では、令和3年度に「都留市小中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定し、本市独自の単式学級の下限基準を定め、この基準を満たさない学校につきましては、基本的に、小学校の場合は同一中学校区の小学校と、中学校の場合は近隣の

中学校と統合することとし、令和5年4月に旧旭小学校を禾生第一小学校に統合したところであります。

また、この基準を満たしていない都留文科大学附属小学校におきましても、本年1月29日に、都の杜うぐいすホールで開催いたしました「小学校の統合準備に関する説明会」において、令和9年度に谷村第一小学校と統合する基本方針等について、保護者や地域住民、学校関係者の方々にご説明させていただき、後日、都留文科大学附属小学校の児童に対しても説明をさせていただいたところであります。

統合にあたりましては、都留文科大学附属小学校の特色を谷村第一小学校が引き継ぎ、都留文科大学の附属学校と位置づけるとともに、英語特区である教育課程特例校を継承・発展させていくこととしております。

統合に向けては、保護者、地域住民等との地域間協議や学校間協議を重ねるとともに、統合前から両校の枠組みでの学校運営協議会を設置し、統合後の学校運営における地域とのかかわりを強いものにしていきたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「指導主事の配置」についてであります。

少子高齢化とそれに伴う人口減少が急速に進行する中で、高度情報化の進展に伴う社会のグローバル化が進んでいくことが見込まれており、10年後、20年後の本市の教育の在り方を思い描き、未来を担う子どもたちのために、今、何をすべきか考えることが極めて重要な時期となっております。

このため本市では、これからの未来をひらく心豊かな人材育成のため、教育に関するさまざまな施策を講じる中で、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、少子化に対応した活力ある、そして、確かな学力と豊かな心を育む、魅力と特色にあふれた学校づくりを力強く推進し、「教育首都つる」のさらなる充実を図るための施策を展開してまいります。

その方策の一つとして、令和6年度より、本市教育委員会に指導主事を配置すべく、県教育委員会に対し、指導主事の派遣について要望しているところであります。

指導主事は、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に対し、教養と経験を有する専門的教育職であり、教育委員会の職員として指導主事を配置することは、本市の教育の充実と向上を図るうえでも重要な施策であります。



また、学校教育における課題に対応するためには、さまざまな教育改革を行う必要があり、教育改革が学校現場で着実に実施されるためには、学校と行政との懸け橋役となる「指導主事」の役割が重要となります。

次代を担う子どもたちのため、また、教育移住による児童生徒数の増加を実現するためにも、「都留市で子どもを学ばせたい」と思える、魅力と特色ある学校づくり、そして、それに連動した、より良い教育活動を今後とも力強く展開してまいります。

次に、「都留市教育支援センターの設置」についてであります。

不登校状態の子どもたちへの支援並びに不安を抱えている子ども及びその保護者に対する教育相談など、これまで教育研修センターで行ってきた業務は、複雑かつ広範囲に及んでおり、多様な支援機関が連携して行う支援の重層化が求められております。

そこで、本年4月から、教育研修センターと適応指導教室の業務を一体化した教育支援センターを設置することにより、子どもたちの学校、家庭等における教育上の課題解決に向けた包括的支援のさらなる強化を図り、誰一人取り残さない教育活動の充実を目指してまいります。

なお、教育支援センターにつきましては、県から譲り受けた男女

共同参画推進センターぴゅあ富士を改修、整備した「教育プラザ都留」内に、教育委員会事務局とともに、本年4月から設置いたします。

これを受け、本庁舎においては、産業課や上下水道課の庁内配置も変更する予定ではありますが、市民の皆様に混乱をきたすことのないよう周知等の準備を行い、案内体制の充実など配慮してまいりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

次に、「こども家庭センター」についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法において、市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持したうえで組織を見直し、「こども家庭センター」の設置に努めることとされたところであります。

本市におきましては、これまでも「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を健康子育て課に設置し、両機能を連携したうえで、子育て支援に努めてまいりましたが、このたびの法改正を受け、両機能を一体とした「都留市こども家庭センター」を令和6年4月に同課内に設置することといたしました。

子ども家庭センターの設置により、すべての妊産婦、子育て世帯、

子どもに対し、母子保健・児童福祉の両面から一体的に相談支援を行い、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく適切に対応してまいります。

次に、「介護保険・高齢者保健福祉施策」についてであります。

団塊の世代すべてが75歳となる2025年を迎え、また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えますと、医療・介護双方の複合的ニーズを有する要介護高齢者が増加し、その一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれる状況であります。

このような状況の中、3年に一度となります、今般の介護保険制度の改正では、中長期的な介護ニーズに応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上が求められております。

こうした中、令和6年度から令和8年度までを期間とする「第9期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、介護保険運営協議会の中で協議を重ね、国における制度改正の内容を踏まえながら、本市の高齢者を取り巻く現状や介護給付費の状況を勘案し、策定いたしました。

特に、この計画の中でお示しする介護保険料につきましては、

本市において重点的に取り組んできた「いーばしょ」をはじめとする介護予防や健康づくり対策事業による成果として積み立てることができた基金を最大限活用することで、第8期計画の保険料基準月額に比べ、292円の増加と、最小限に抑えるよう設定したところであります。

新たな計画におきましても、「いーばしょ」をはじめとするフレイル予防事業の推進や認知症高齢者支援事業など重点施策として継続し、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることにより「高齢者の誰もが生きがいを持ち、はつらつと安心して暮らせるまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、「都留市地域公共交通計画」についてであります。

本計画の策定過程において、令和5年11月20日から令和6年1月19日まで行いました「エーアイデマンド型交通『A I（アイ）つる〜と』の実証運行」では、459人の方に登録いただき、のべ1,713回の利用がありました。

また、登録利用者の約半数となる212人の方々にご協力いただいたアンケートの結果では、約9割の方から「大変満足」「満足」との回答をいただきました。

満足した理由といたしましては、「乗りたい時間に乗れる」、「事

前に予約ができる」、「待ち時間が短い」等の意見などが多く見られましたが、その反面、約1割の方が、「停留所が少ない、足りない」、「運行終了時間が早い」、「運行予定日が足りない」等の理由から、「不満」「少し不満」と回答しております。

また、利用頻度への回答では「週に1日から2日」が多く、利用目的は「買い物」や「通院」、「趣味・娯楽」等があり、市民の生活の足の一助となっていたことがうかがえ、「外出する機会が増えた」と回答された方もおりました。

一方、利用者登録はしたものの、「A I（アイ）つる〜と」を一度も利用しなかった方もおり、その理由につきましては、「自分で自動車を運転できるから」が多く、アプリ登録や予約方法等「利用方法がよくわからない」という理由もありました。

総合的な結果といたしましては、約9割の方々が、今回の運行形態にならった公共交通について、「継続してほしい」と回答しております。

今回の実証運行の実績データ及びアンケート結果の分析を行い、導入経費や利用者想定を踏まえた費用対効果を考慮しながら、本計画に反映する中で、運行業者等の関係機関との協議を重ね、市民のニーズに対応した、便利で快適な新しい公共交通手段の実現を目指

してまいります。

次に、「地球温暖化対策への取り組み」についてであります。

現在、地球温暖化による気候変動などにより環境面に及ぼす悪影響が国際的な問題となっており、この温暖化対策への取り組みは、持続可能な開発を目標とするSDGsのゴールにも直結するものであります。

本市では、市の事務事業に関する「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画である「第1期都留市地球温暖化対策実行計画 事務事業編」を平成12年度に策定し、その後、適宜見直しを行い、令和4年度に「第4期都留市地球温暖化対策実行計画 事務事業編」を策定いたしました。

また、あわせて市内の公共施設等における「再エネ設備導入ポテンシャル調査」を実施し、現在、この調査結果や地域特性を考慮した再生可能エネルギー発電設備の導入目標等を反映する中で、まち全体を対象とした「都留市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を策定中であります。

本計画は、本市における地球温暖化対策に係る総合的な計画となっており、「人と自然に優しい未来をつなぐ 持続可能な カーボ

ンニュートラルのまち つる」を基本理念として掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を持って、温室効果ガスの削減と気候変動への適応に取り組むとともに、各主体が連携・協力した取り組みを進めることとしております。

また、「自然環境と調和した再生可能エネルギーの推進」をはじめとする、6つの基本方針を定め、これまでの検討結果や地域課題を踏まえた、講じるべき施策に基づくロードマップを作成し、これらを実現するため、「屋根置き型太陽光発電の推進」、「適切な森林管理による森林吸収量の維持・拡大」を重点施策として設定しております。

温室効果ガスにつきましては、排出削減を中心とした「緩和」だけでなく、気候変動の悪影響に適応する能力並びに強靱性を高めるという「適応」という2つの行動を並行して進めていくことが求められております。

本市といたしましても、今後も、国の目標値を基準として温室効果ガス実質排出量を2013年比で「2030年までに47パーセント削減」、「2050年に実質排出量ゼロ」とした「ゼロカーボンシティ」の達成に向け、国の交付金などを積極的に活用しながら、地域課題の解決に向けた取り組みを展開してまいります。

次に、「森林環境譲与税を活用した取り組み」についてであります。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度から全国の地方自治体に「森林環境譲与税」が譲与されておりますが、令和6年度からは、「森林環境税」が国税として1人年額千円が賦課徴収され、その税収を財源に、市町村への「森林環境譲与税譲与額」が拡充されます。

その「森林環境譲与税」を財源とした事業として、本市では、「森の学校」などの先駆的に取り組んだ事業を継続していくとともに、「民有林整備事業」による危険木や緩衝帯などの森林整備や、森林経営管理制度を活用した間伐や植栽等の山林整備を進め、また、国や県の補助事業である「ナラ枯れ被害拡大防止事業」や「森林環境保全推進事業」なども活用しながら、「山地災害に強い森林づくり」を進めてまいります。

次に、「観光振興」についてであります。

本市では、「富士の麓の小さな城下町」を観光ビジョンに掲げ、令和5年3月に改定した「つる観光戦略」は、「シビックプライド醸成戦略」、「滞在型ツーリズム戦略」、「インバウンド戦略」の3つ



の方針と、地域の観光施設の整備を行う個人・事業者に対して支援を行う「観光資源活用戦略」をあわせた4つの戦略で構成しております。

「シビックプライド醸成戦略」では、「つるのルーツプロジェクト」を立ち上げ、勝山城などのARスポット来訪や、本市の歴史文化にふれることで獲得したポイントを、市内飲食店や宿泊施設等で利用できる独自のプログラムを広く活用することで、将来的に市民の皆様が「城下町つる」の魅力を外部へ発信するような仕組みづくりを目指してまいります。

また、市制施行70周年を記念して、特別に数量限定で勝山城の「切り絵御城印」を新たに作成し、2月から先行販売を開始しており、今後も新たなコンテンツの創作などにより、本市への誘客を図り、交流人口の増加による地域活性化を推進してまいります。

「滞在型ツーリズム戦略」といたしましては、体験・体感型アクティビティの発掘や、滞在型ツーリズムの企画・実施に向け、観光パンフレットの刷新や、観光協会のホームページのリニューアルなどを行い、つる大使やSNS等と連携することで、観光情報を市内外に広く発信できるよう、さまざまなツールの拡充を図ってまいります。

次に、「農業振興」についてであります。

山林面積が広く、田畑との距離が近い本市においては、サル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害の軽減を図るために対策を講じることは、農業従事者の営農意欲の高揚や地域の安全確保に必須であります。

そのようなことから、山林と農地の境界への鳥獣侵入防止施設を設置する場合の費用の一部を助成する有害鳥獣対策事業により獣の侵入防止対策の効果を高めるとともに、猟友会や農業委員を構成員とする鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣駆除の体制を強化してまいります。

また、農業従事者の高齢化や従事者不足により増加傾向にある耕作放棄地についても、担い手への農地利用の集積や荒廃農地の再生利用の促進などの対策を進め、適切な管理と農地の保全に努めてまいります。

次に、「県営中山間地域総合整備事業」についてであります。

農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図るためには、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備は必要不可欠であります。

現在、整備を進めている都留西部地区におきましては、引き続き

スケジュールに基づき整備を推進するとともに、都留東部地区につきましては令和7年度の整備開始を目指し、整備計画について地元関係者との協議及び県との調整を進めてまいります。

次に、「都留市立病院経営強化プラン」についてであります。

令和4年3月に、国から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示され、それに伴い、令和9年度までを計画期間とする「都留市立病院経営強化プラン」を策定いたしました。

国のガイドラインでは、公立病院の経営強化の基本的な考え方として、「今後の公立病院の経営強化の目指すところは、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営のもと、へき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすること」や、「新興感染症の感染拡大時等の対応という視点を持って、公立病院の経営を強化していくことが重要である」ということが示されております。

これらの内容を踏まえ、当院においては、診療所が極端に少なく高齢化が進む地域の実情を加味してプランを策定し、現状の医療体制を維持しながら在宅支援の機能を拡充させ、病院から在宅まで

切れ目のない医療が提供できる「地域密着型の小規模多機能な病院」として役割を果たしていくこととしました。来年度からは、その取り組みの一環として、訪問看護を組織化し、訪問診療と一体的に事業を展開してまいります。

さて、令和6年度は、市制施行70周年を迎える記念すべき年度でもあります。本市の古希を市民の皆様と一緒に祝うとともに、この節目の年をさらなる飛躍の年とするよう、市民の皆様のご協力をいただく中で、諸施策を着実にスピード感をもって進めてまいります。

また、そうした機運の上昇を図るため、年間を通じて、記念式典をはじめ記念事業を実施し、本市を盛り上げていきたいと考えております。事業実施にあたっては、70年という本市の歴史を振り返り、諸先輩方が守り、築かれてきた歴史と文化、そして豊かな自然への誇り「シビックプライド」を醸成することをテーマに掲げ実施してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の内容につきまして申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件

2件、条例案14件、令和6年度予算案14件、令和5年度補正予算案4件、その他の案件2件であります。

はじめに、令和5年度都留市一般会計補正予算の専決処分の承認を求める件について、ご説明申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算（第9号）につきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対し、一世帯当たり10万円を、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、18歳以下の子ども一人当たり5万円を支給することに要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により対応したものであります。

歳入歳出予算とも1億1千293万円を追加し、予算総額を181億9千936万1千円としたものであります。

令和5年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害について、国から認定された1件に対し、予防接種健康被害給付金を支給することに要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により対応したものであります。

歳入歳出予算とも4千441万2千円を追加し、予算総額を182億4千377万3千円としたものであります。

続きまして、条例案について、ご説明申し上げます。

まず、「都留市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び都留市職員の育児休業等に関する条例中改正の件」につきましては、山梨県人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、会計年度任用職員の処遇改善をするため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市手数料条例中改正の件」につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、あわせて規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件」につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく県の認定を受けた事業者に対し、固定資産税の課税免除措置を講ずるため、制定するものであります。

次に、「都留市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例制定の件」につきましては、地域再生法の規定に基づく県の認定を受けた事業者に対し、固定資産税の特別措置を講ずるため、制定するものであります。

次に、「都留市教育支援センター条例制定の件」につきましては、

都留市教育支援センターの設置に伴い、管理運営その他必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備の件」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件」につきましては、職員の夏季休暇について、県及び県内他市の状況を鑑み、本市の職員の福利厚生向上のため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例中改正の件」につきましては、マイナンバーの独自利用事務に位置付ける必要があるため、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市ふるさと応援基金条例中改正の件」につきましては、ふるさと納税制度の改定に伴い、あわせて規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市介護保険条例中改正の件」につきましては、介護保険法施行令の一部改正及び都留市介護保険事業計画の見直しに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市特定公共賃貸住宅管理条例中改正の件」につきましては、特定公共賃貸住宅田原団地の家賃の見直しに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市水道事業給水条例中改正の件」につきましては、水道法の一部改正に伴い、あわせて規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例中改正の件」につきましては、学校運営協議会委員報酬を改定するため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市林業構造改善事業林道工事費分担金徴収条例等廃止の件」につきましては、当該条例の所期の目的を達成したため、8つの条例を廃止するものであります。

続きまして、その他の案件について、ご説明申し上げます。

「山梨県市町村総合事務組合規約中変更の件」につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合規約の変更に係る協議が必要であり、この協議のため、同法第



290条の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「協定締結の件(厚原牛石地区工業団地整備に関する協定)」につきましては、都留市土地開発公社との協定に関し、都留市議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を経るものであります。

続きまして、令和6年度各会計当初予算案について、ご説明申し上げます。

令和6年度の国の一般会計予算案は、令和5年度補正予算と一体として、足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、新しい資本主義の加速や、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保、外交・安全保障環境の変化への対応をはじめとした重要な政策課題に対策を講じる予算となっております。

このような中、本市の令和6年度当初予算案につきましては、第6次長期総合計画の基本構想に掲げた将来像、「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現に向け、「まちづくりの6つの方向」に示される具体的施策及び「リーディング・プロジェクト」に基づいた事業を重点的に盛り込みながら予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、一般会計は総額で169億

8千100万円、前年度比5.4パーセントの増となっております。

それでは、歳出予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

1款 議会費につきましては、議会運営経費として1億5千366万1千円を計上いたしました。

2款 総務費につきましては、既存の本市の公式LINEアカウントと連携した施設予約サービスに、教育プラザ都留等の施設を追加し、市民サービスの拡充を図る「都留市公式LINEアカウント活用サービス事業」、教育プラザ都留のオープンに伴う本庁舎再編による第二北別館の解体とあわせ、本庁舎駐車場の区画を見直し、来庁者にとってゆとりのある駐車場へ変更する「庁舎駐車場区画見直し事業」など、22億8千803万5千円を計上いたしました。

3款 民生費につきましては、禾生第二小学校区の既存の学童保育施設が小学校から距離が離れているなどの問題があることから、学校敷地内へ新設工事を行う「禾生第二小学校区学童保育施設新設事業」など、43億6千826万6千円を計上いたしました。

4款 衛生費につきましては、带状疱疹の発症率の低減及び重症化予防を図るため、50歳以上の方を対象に任意接種である带状疱疹ワクチンの接種費用の一部を助成する「带状疱疹予防接種費用

助成事業」、上水道第一水源からの揮発性有機化合物E T B Eの検出に伴い実施している新水源整備について、令和6年6月の稼働開始に向け、工事と諸手続きを進める「新水源整備事業」など、19億8千456万4千円を計上いたしました。

5款 農林水産業費につきましては、野生鳥獣による農作物及び住民被害の軽減を図るため、有害鳥獣駆除の強化を図る「有害鳥獣対策事業」など、2億5千425万1千円を計上いたしました。

6款 商工費につきましては、厚原牛石地区に新工業団地を整備し、雇用機会の確保及び地域経済の活性化に繋げるとともに、効率的で効果的な土地利用を図り、企業誘致を一層推進するため、都市計画区域変更に向けた基礎調査を実施する「企業誘致推進事業」、市制70周年とふるさと時代祭りが40回を迎えることを記念して、さまざまな事業を企画し、本市最大のイベントとして集客を図る「第40回ふるさと時代祭り記念事業」など、1億6千150万3千円を計上いたしました。

7款 土木費につきましては、まちなかで利便性の優れた公園、子育て世帯が利用しやすい公園、多世代が交流できる公園として、都留市総合運動公園内に、大型遊具等の新設工事を行う「総合運動公園大型遊具等新設事業」など、18億9千710万6千円を計上

いたしました。

8款 消防費につきましては、指定避難所で使用する自動ラップ式の簡易トイレを整備するとともに、自主防災組織に対する防災資機材の整備費補助金を拡充すること、また、消防団員の安定的な確保を図ることで地域の安全・安心を守るため、消防団員の出勤報酬を増額する「地域防災力強化事業」など、6億1千203万2千円を計上いたしました。

9款 教育費につきましては、教育環境の向上と老朽化した学校設備の一体的整備を推進するため、市内小中学校のトイレの全面改修を計画的に実施する「小中学校トイレ改修事業」、県から移譲された「県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ富士）」と「ふるさと会館」を統合し、「教育プラザ都留」と改称して一体的な運営を行う「教育プラザ都留管理運営事業」など、39億7千147万9千円を計上いたしました。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費のほか、都道府県単位での運営に伴う国民健康保険事業費納付金、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「特定検診事業」など、30億1千197万円を計上いたしました。

介護保険事業特別会計につきましては、令和6年度からの第9期介護保険事業計画に基づく、介護サービス給付費と、要介護状態の改善や悪化防止を目的とした予防サービス給付及び要介護状態となることの予防を目的とした「地域支援事業」など、31億2千597万9千円を計上いたしました。

介護保険サービス事業特別会計につきましては、要支援状態の改善や重度化予防を行う、予防ケアプランの作成を主なものとして、1千23万8千円を計上いたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料徴収事務費と山梨県後期高齢者医療広域連合への納付金など、7億7千999万2千円を計上いたしました。

桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会特別会計等5特別会計につきましては、予算総額を1千322万2千円とするものであります。

次に、公営企業会計につきまして、ご説明申し上げます。

水道事業会計につきましては、収益的支出及び資本的支出の合計額として、6億1千70万7千円を計上いたしました。

簡易水道事業会計につきましては、収益的支出及び資本的支出の合計額として、5億7千228万円を計上いたしました。

下水道事業会計につきましては、収益的支出及び資本的支出の合計額として、１３億６千６６２万８千円を計上いたしました。

病院事業会計につきましては、収益的支出及び資本的支出の合計額として、４４億４千４６７万４千円を計上いたしました。

次に、令和５年度一般会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算を活用した関連事業及び今後の本市の財政運営を見据えた各基金への積立を主なものといたしまして補正するものであります。

まず、令和５年度一般会計補正予算案（第１１号）について、ご説明申し上げます。

保育等に係る公定価格の増額改定に伴い、保育園等への子ども・子育て支援教育・保育給付費の増額に要する経費について追加するものであり、歳入歳出予算とも３千６０８万４千円を追加し、予算総額を１８２億７千９８５万７千円とするものであります。

なお、この補正予算案（第１１号）につきましては、特に緊急性を要する事業であるため、本日、議会初日での議決をお願いするものであります。

続きまして、令和５年度一般会計補正予算案（第１２号）につい

て、ご説明申し上げます。

一般会計につきましては、13億134万円を追加し、予算総額を195億8千119万7千円とするものであります。

それでは、主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

3款 民生費につきましては、低所得者支援及び定額減税を補足するものとして実施する「定額減税調整給付事業」並びに令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、一世帯当たり10万円、子ども一人当たり5万円を支給する「物価高騰対応重点支援事業」に要する経費などとして、2億1千702万円を追加するものであります。

4款 衛生費につきましては、大月都留広域事務組合の令和5年度一般廃棄物処理負担金の確定に伴い、4千329万1千円を減額するものであります。

5款 農林水産業費につきましては、台風や大雨等により土砂流出が発生している箇所を、県が実施する農村地域防災減災事業を活用し、土砂崩壊防止施設の整備に要する負担金として、787万1千円を追加するものであります。

6款 商工費につきましては、企業誘致を推進するにあたり、産業集積促進助成金等の企業誘致に必要な財源を確保するための

産業活性化推進基金への積立金として、1億円を追加するものがあります。

7款 土木費につきましては、企業誘致予定地へのアクセス道路となっている栄町長者町線支線3号の道路改良詳細設計に要する経費などとして、8千934万9千円を追加するものであります。

9款 教育費につきましては、谷村第一小学校及び市内中学校の特別教室に空調設備を設置することに要する経費、公立大学法人都留文科大学運営基金への積立金などとして、4億8千122万1千円を追加するものであります。

12款 諸支出金につきましては、市債管理基金への積立金などとして、4億4千917万円を追加するものであります。

なお、事業を翌年度に繰り越すものにつきましては、繰越明許費の追加を行い、地方債につきましては、起債の追加及び変更を行うものであります。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

令和5年度都留市介護保険事業特別会計補正予算案（第3号）につきましては、令和4年度からの繰越金のうち保険料繰越分について、介護保険給付費支払準備基金への積立金として923万円を追加し、予算総額を31億4千575万3千円とするものであり



ます。

令和5年度都留市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の増額として1千164万8千円を追加し、予算総額を6億5千460万1千円とするものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。